

北広島市
避難行動要支援者避難支援プラン
(全体計画)

平成28年5月

北広島市

～ 目 次 ～

1	目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	用語の定義	2
4	避難支援等の体制	3
	(1) 基本的な考え方	3
	(2) 市の役割及び責務	3
	(3) 避難支援等関係者による支援	4
	(4) 地域支援者による支援	4
5	避難行動要支援者の範囲	5
6	避難行動要支援者名簿の作成	6
	(1) 個人情報の入手方法	6
	(2) 名簿の記載情報	7
	(3) 名簿の更新	7
	(4) 名簿の保管等	7
7	避難支援等関係者の範囲と名簿の提供	7
	(1) 避難支援等関係者の範囲	8
	(2) 名簿提供における情報の管理	8
8	個別計画の策定	9
	(1) 個別計画の策定対象者	9
	(2) 個別計画の策定方法	9
	(3) 地域支援者の選定	10
	(4) 個別計画の記載事項	10
	(5) 個別計画の共有・管理	10

9 災害発生時の避難支援等.....	11
（1）避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施.....	11
（2）避難支援の実施.....	11
（3）避難所における支援.....	12

1 目的

近年、地震や集中豪雨などにより全国各地で大規模災害が発生しているところであるが、市では、これらの災害に備え、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に把握するため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握や避難支援等の体制を整備することを目的として、北広島市避難行動要支援者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）を策定する。

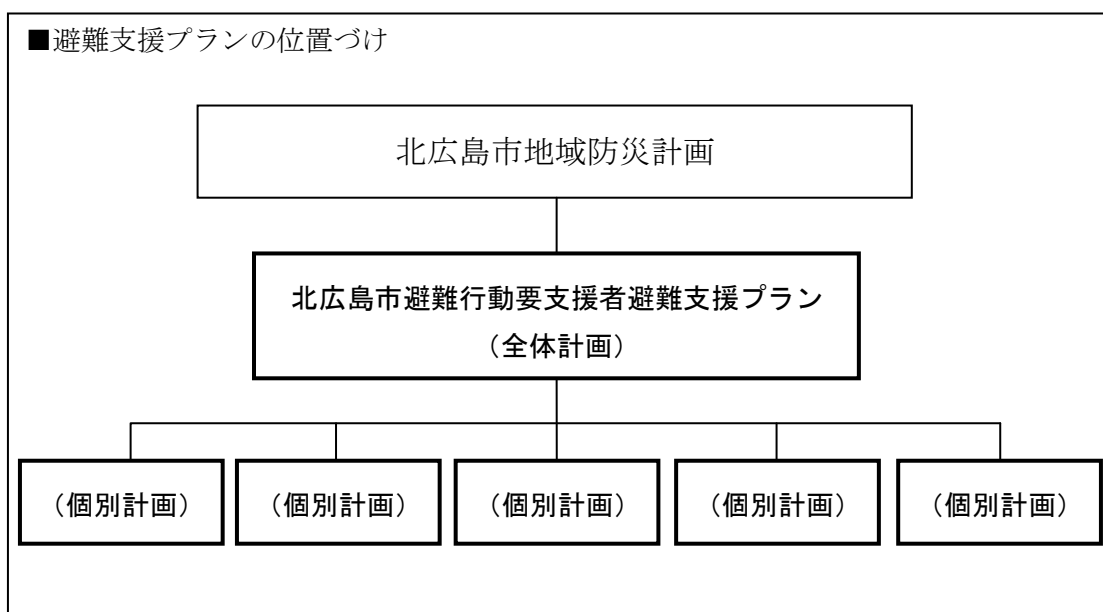
2 計画の位置づけ

避難支援プランは、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府（防災担当）」に基づき、本市の避難行動要支援者の避難支援に関する事項を具体化したものであり、災害対策基本法に基づき、北広島市地域防災計画の下位計画として位置付ける。

なお、避難支援プランは具体的に推進手法を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの支援方法を定めた「個別計画」により構成する。

「全体計画」とは本書のことを指し、避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別計画」の作成に係る基本的事項を定める。

「個別計画」は、本書に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難方法等を定めるものである。



3 用語の定義

(1) 要配慮者

高齢者、障がい児・者、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な人をいう。

(災害対策基本法 第8条第2項第15号)

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な人をいう。 ※具体的な範囲は5～6ページに記載

(災害対策基本法 第49条の10)

(3) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために必要な措置を講ずるための基礎となる名簿をいう。

(災害対策基本法 第49条の10)

(4) 避難支援

災害時に避難行動要支援者が避難所などに避難する際の支援をいう。

(5) 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者をいう。 ※具体的な範囲は8ページに記載

(災害対策基本法 第49条の11)

(6) 地域支援者

地域において実際に避難行動要支援者一人ひとりの避難支援を行う人をいう。

(7) 個別計画

避難行動要支援者について、災害時に誰が支援し、どこの避難所等へ避難させるかなど、支援が必要な一人ひとりについて定める計画をいう。

(8) 指定避難所

避難のため立退きを行った居住者等又は被災した住民等を一時的に滞在させるため、市が指定した公共施設等の避難所をいう。

(災害対策基本法 第49条の7)

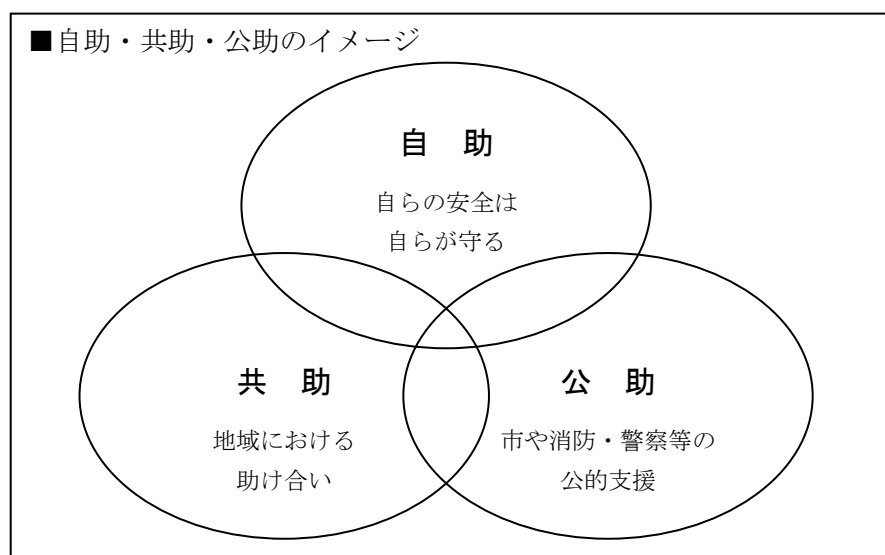
(9) 福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所をいう。

4 避難支援等の体制

(1) 基本的な考え方

災害時の対策として、まずは、自分や家族の身は自分で守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合い、声かけや安否確認、避難誘導などの「共助」が確実に行われ、さらには行政機関等による「公助」が連携して、被害の軽減を目指すことが重要である。



(2) 市の役割及び責務

避難行動要支援者の避難支援等に関する市の役割及び責務は次のとおりとする。

- ア 避難支援プラン（全体計画）の策定
- イ 避難行動要支援者の情報把握
- ウ 避難行動要支援者名簿の作成
- エ 避難支援等関係者へ避難行動要支援者名簿を提供すること及び個別計画を策定することについての避難行動要支援者への同意確認

オ 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供（平常時は、同意者のみの情報提供）

カ 避難行動要支援者名簿への登載に関する制度の普及・啓発

キ 避難支援等関係者等との協働による個別計画の策定促進

（3）避難支援等関係者による支援

避難支援等関係者による避難行動要支援者への支援は次のとおりとする。

ア 市と協議の整った自主防災組織、自治会・町内会

市と協議の整った自主防災組織、自治会・町内会による支援は次のとおりとする。

（ア） 日頃の活動を通じての地域における支援が必要な人の把握

（イ） 市との協働による地域支援者の選定及び確保

（ウ） 個別計画の策定への協力

イ その他の避難支援等関係者

市と協議の整った自主防災組織、自治会・町内会を除くその他の避難支援等関係者による支援は次のとおりとする。

（ア） 災害時における市及び他の避難支援等関係者との連携・協力

（イ） 災害時における地域支援者との連携・協力

（ウ） 個別計画の策定への協力

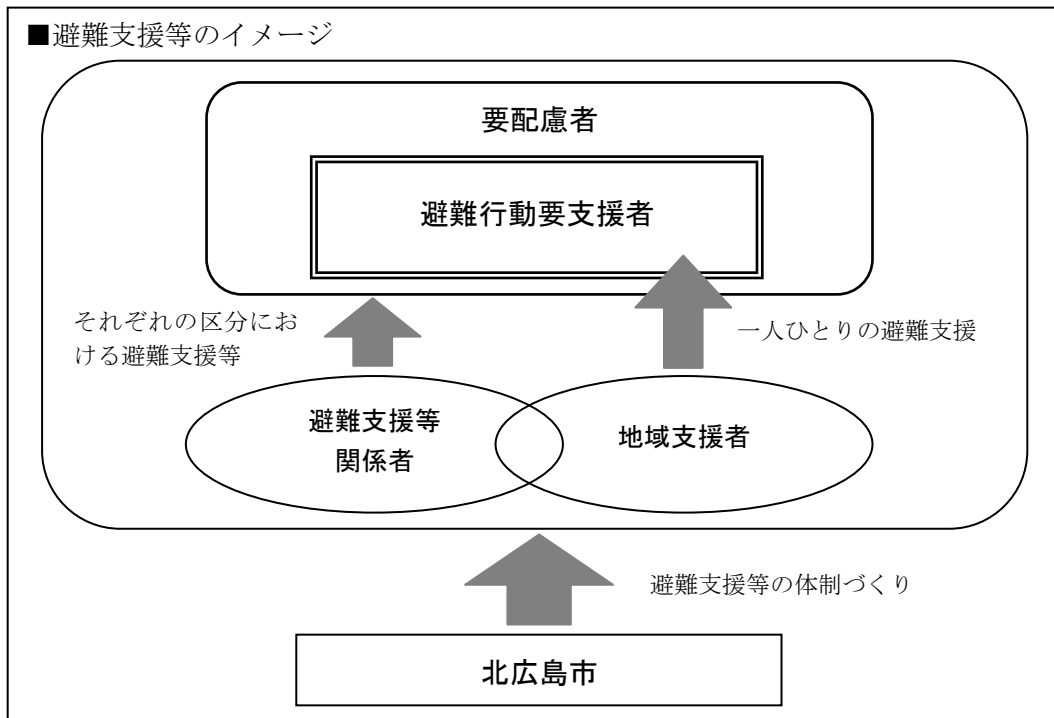
（エ） 避難支援への協力

（4）地域支援者による支援

避難行動要支援者への避難支援等に関する地域支援者による支援は次のとおりとする。

ア 平常時における声かけ、見守り、災害時の対応確認

イ 災害時における情報伝達、安否確認、避難支援



5 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、具体的に次のいずれかに該当する人（居宅で生活している人に限る。）とする。

- (1) 介護保険の要介護3以上の認定を受けている人
- (2) 身体障害者手帳1・2級と内部障がい3級の交付を受けている人
- (3) 療育手帳A判定の交付を受けている人
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- (5) 特別児童扶養手当の1級又は特別障害者手当を受けている人
- (6) 障害支援区分5以上の認定を受けている人
- (7) 難病患者のうち、特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている人
- (8) 難病患者のうち、小児慢性特定疾病医療受給者であって重症認定を受けている人

- (9) 高齢者のうち、本人等（本人、家族、避難支援等関係者。以下同じ。）から申出のあった人で、市長が避難支援等の必要を認めた人
- (10) 障がい者のうち、本人等から申出のあった人で、市長が避難支援等の必要を認めた人
- (11) 妊婦又は産婦のうち、本人等から申出のあった人（産婦については、生後2か月までの乳児がいる場合に限る。）で、市長が避難支援等の必要を認めた人
- (12) 上記以外で、市長が避難支援等の必要を認めた人

6 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 個人情報の入手方法

名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

なお、北海道の所管事務である特別児童扶養手当受給者及び難病患者（特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者）についての情報は、定期的に情報提供を求めるものとする。

関係部課等	対象となる情報
福祉課	重度の障がい児・者等に関する情報
高齢者支援課	要介護者（要介護3以上）に関する情報
健康推進課	妊婦・産婦に関する情報
北海道	特別児童扶養手当受給者及び難病患者に関する情報

(2) 名簿の記載情報

避難行動要支援者名簿に記載するものは、次の事項とする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 緊急連絡先
- ⑧ 平常時提供の同意・不同意
- ⑨ その他の特記事項
- ⑩ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認めるもの

(3) 名簿の更新

災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため、避難行動要支援者の情報を適切に把握するよう努めることとし、避難行動要支援者名簿の更新は、最低限1年に1回行うものとする。(妊婦・産婦を除く。)

(4) 名簿の保管等

避難行動要支援者名簿は、保健福祉部福祉課が作成及び更新を行い、電子データに加え、紙媒体でも保管する。

7 避難支援等関係者の範囲と名簿の提供

市は、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付けるため、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

ただし、平常時における提供については、本人の同意が得られていない場合は、提供しないものとする。また、災害時には本人の同意・不同意にかかわらず提供することとなるが、提供した避難行動要支援者名簿は、その後、回収するものとする。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者となるものは、次に掲げるものとする。

- ① 消防機関
- ② 警察機関
- ③ 民生委員
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 市と協議の整った自主防災組織
- ⑥ 市と協議の整った自治会・町内会
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(2) 名簿提供における情報の管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

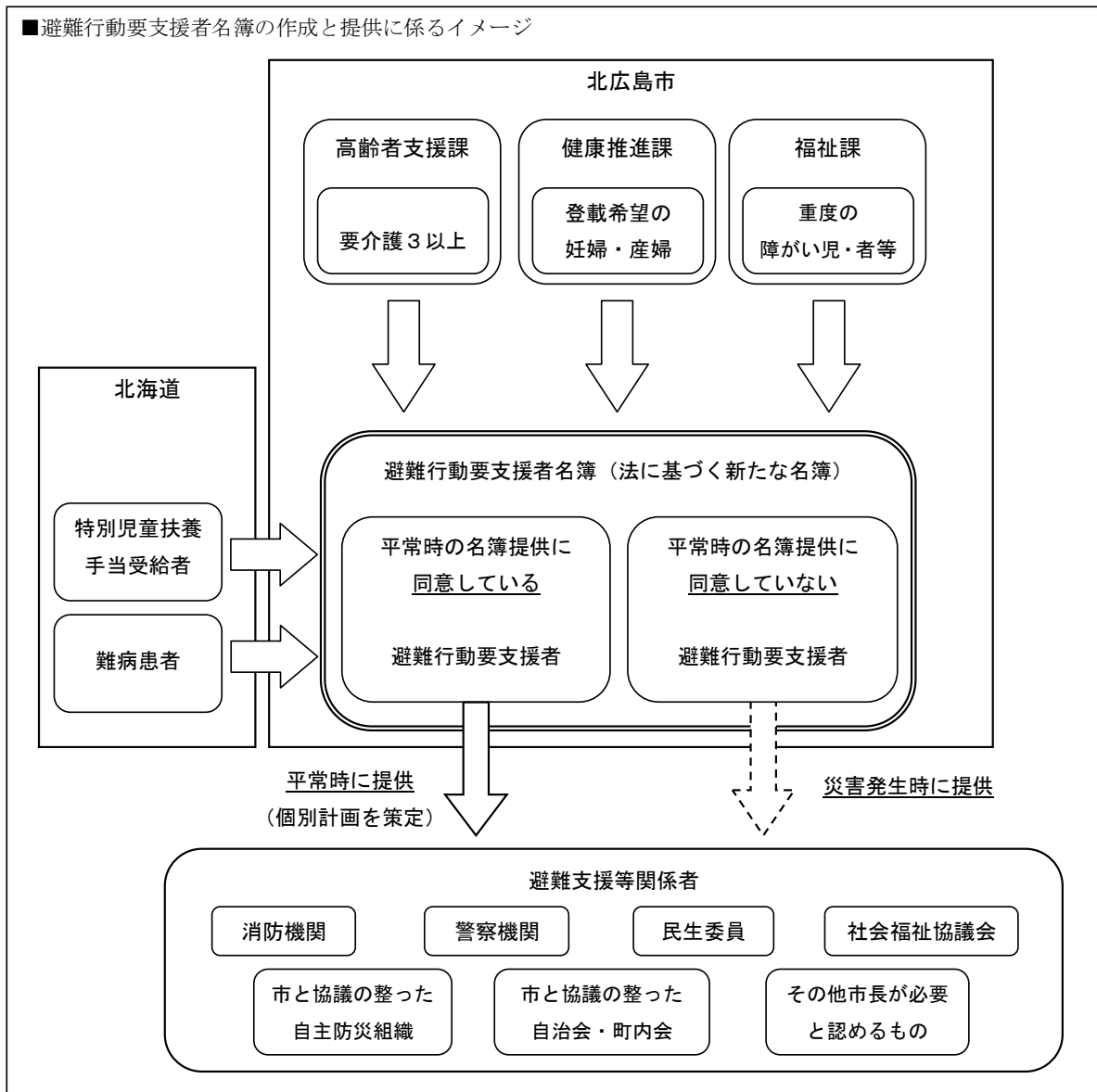
イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合で、平常時提供の際には、個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するとともに、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う人を限定するよう指導する。

エ 避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

■避難行動要支援者名簿の作成と提供に係るイメージ



8 個別計画の策定

(1) 個別計画の策定対象者

個別計画作成の対象は、避難行動要支援者名簿に登載している人のうち、市から名簿の提供を受けた平常時提供の同意者で、かつ個別計画策定の同意が得られた人とする。

(2) 個別計画の策定方法

市は、協議の整った自主防災組織又は自治会・町内会及び他の避難支援等関係

者などの協力・支援を得ながら、個別計画の策定対象者を個別に訪問するなどして、本人（状況によっては家族）と具体的な避難支援等の方法について打合せをしながら、計画を策定するものとする。

（３）地域支援者の選定

市と協議の整った自主防災組織又は自治会・町内会は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促したり安否確認や避難所までの避難を支援する「地域支援者」を、可能な限り隣近所から探し、協力を求めるものとする。

地域支援者の不在や支援者自身の被災あるいは地域支援者一人では援助できない場合を勘案し、可能な範囲で個別計画の策定対象者一人に対して複数の地域支援者の選定に努めるものとする。

（４）個別計画の記載事項

個別計画には次の事項を記載するものとする。

- ① 災害が起きたときに手助けが必要な人の住所、氏名、生年月日、電話番号など
- ② 災害時に配慮しなくてはならない事項
- ③ 家族構成
- ④ 緊急時の連絡先
- ⑤ 避難支援にあたり必要な情報
- ⑥ 地域支援者の氏名、連絡先など
- ⑦ 避難場所の情報

（５）個別計画の共有・管理

個別計画の原本は市と協議の整った自主防災組織又は自治会・町内会が保管し、市、避難行動要支援者本人（状況によっては家族）及び地域支援者が共有するものとする。

また、個別計画の内容については、避難行動要支援者が同意した人以外が平常時に閲覧することのないよう情報管理に十分配慮するものとする。

9 災害発生時の避難支援等

災害が発生した際の避難行動要支援者に関する避難支援等については、個別計画に基づく地域支援者が中心となって支援を行う。

(1) 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

ア 災害が発生した場合、地域支援者は、まず自分や家族の身の安全を確保したうえで、避難行動要支援者の支援に向かうものとする。情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に実行するものとする。

イ 地域支援者は、市及び地域で入手した情報をもとに、避難行動要支援者に災害情報（避難指示、避難勧告、避難準備情報）を伝達するものとする。その際、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により実施するものとする。

ウ 地域支援者は、情報を伝達する際に、安否確認を行い、その際、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況等を把握し、避難の必要があるかどうかを考え適切な支援を行うものとする。

(2) 避難支援の実施

ア 地域支援者は、避難が必要と判断したときは個別計画に基づき、避難支援を行うものとする。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることもあることから、人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行うものとする。

イ 地域支援者は、災害発生時に何らかの理由により支援が実施できないときは、市と協議の整った自主防災組織又は自治会・町内会へ連絡するものとする。また、市と協議の整った自主防災組織又は自治会・町内会においても支援が実施できないときは、市と協議の整った自主防災組織又は自治会・町内会は災害対策本部へ連絡するものとする。

また、倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残された場合など、市と協議の整った自主防災組織又は自治会・町内会による支援が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害を避けるうえでも無理な活動は行わず、公的機関への救助の要請を行うものとする。

(3) 避難所における支援

市は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、地域防災計画に基づき速やかに避難所を開設し、避難行動要支援者等を受け入れる体制を整えるものとする。

なお、避難にあたっては、指定避難所への避難を基本とするが、指定避難所等での生活が困難な要配慮者等については、福祉避難所へ避難する。

ア 指定避難所

市は、指定避難所について、要配慮者の利用に配慮した施設や設備のバリアフリー化などの整備に努める。

イ 福祉避難所

市は、高齢者や障がい者等の特性に配慮し、福祉避難所を必要数確保できるよう、社会福祉施設等と連携しながら整備に努める。

なお、指定にあたっては、原則として耐震性、耐火性の確保に加え、バリアフリー化された施設を指定する。

また、指定避難所で生活することが困難な要配慮者を指定避難所から福祉避難所へ適切に移送する最善の方法について検討を行う。